

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		09-01-05			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		準夜間小児初期救急医療事業費			部課名		健康部生活衛生課		課長名	
					担当者名		北川		内線	
									422	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-04-01		準夜間小児初期救急医療事業						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		☐ 昭和 ☒ 平成 18 年度			根拠		荒川区小児初期救急平日準夜間診療事業実施要綱			
終期設定		☐ 有 ☒ 無 年度			法令等					
実施基準		☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系		分野		II		子育て教育都市				
		政策		03		子育てしやすいまちの形成				
		施策		06		小児医療の充実				
目的		診療所が診療を実施しない平日準夜間における小児救急患者に対し初期救急医療事業を実施することにより、小児救急医療体制を確保し小児医療の充実とともに子育て支援の充実を図る。								
対象者等		15歳未満の初期救急医療を必要とする患者								
内容		（荒川区小児初期救急診療所の概要） 1 開設日 平成18年6月7日 2 診療時間 平日（月曜日～金曜日）の19時～22時まで（準夜間の3時間） 3 対象者 15歳未満の初期救急医療を必要とする患者 ※受診の際には、医療保険証を提示の上、所定の割合の医療費を負担する。 4 診療医師 小児科専門医など小児科医師が診療 5 開設場所 荒川区医師会館1階（荒川区西日暮里六丁目5番3号）								
経過		平成14年度 都は平成18年度までに各区における平日準夜間（概ね午後5時～午後10時までの間の3時間程度）の固定施設における初期救急診療体制の整備を目指し、助成を開始 平成16年度 検討開始、医師会等関係機関と協議、検討 平成18年度 施設開設 ※東京都から小児初期救急平日夜間診療事業補助金、小児初期救急施設整備費補助金、小児初期救急設備整備補助金の交付を受けた。 対象者24,713人（人口一覧表平成30年1月1日現在による）								
必要性		病状が急変しやすい子どもの健康を守り不安を解消する事業として必要不可欠である。また、この事業により救急病院における小児初期急患による混雑を緩和するなど、救急病院が本来の機能を遂行するうえでも、事業の必要性は高い。								
実施方法		（☒ 一部委託 ☐ ）（直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） 業務委託件名：平日準夜間小児初期救急診療事業運営業務委託契約 委託先：一般社団法人荒川区医師会 委託料：24,525,504円（30年度契約予定額）								
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明		
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）			
	①	一日あたりの平均受診者数（人）	3.4	3.7	3.5	3.6	-			
	②									
③										
事務事業の分類			分類についての説明・意見等							
30年度		31年度								
推進		推進		症状が急変しやすい子どもの健康を守る事業として欠かせない事業であり、引き続き実施する必要がある。						

(単位：千円)

備考	行政費用の95.2%を物件費が占めており、内容は医師会への委託料となっている。行政収入では都の小児初期救急診療事業補助金で3,675千円の収入があった。
----	--

考	
問題	子育て世代の医療ニーズを充足できる環境整備を図るため、関係団体との連携により小児科医師の確保等の体制整備を推進していく必要がある。

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	-------------------------	--------------------------	---------------------------

①	救急病院における小児初期急患による混雑の緩和を推進できるよう、引き続き、区広報媒体等を通じ、本事業の啓発を図る。	救急病院における小児初期急患による混雑の緩和を推進できるよう、区広報媒体等を通じ、本事業の啓発を図った。	救急病院における小児初期急患による混雑の緩和を推進できるよう、引き続き、区広報媒体等を通じ、本事業の啓発を図る。
②			
③			
他 施 区 の 実 況	（実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区） 千代田区、中央区、台東区、墨田区、江東区、品川区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区		
議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	平成16年二定 小児初期救急診療について 平成18年二定 センターでの電話相談の実施について		

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		09-02-24			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		小児慢性特定疾病医療費助成			部課名		健康部健康推進課		課長名	
					担当者名		田澤		内線	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		---								
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業								
開始年度		☐ 昭和 ☒ 平成			8年度		根拠法令等		児童福祉法第19条の2	
終期設定		☐ 有 ☒ 無			年度					
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市				
		政策		03		子育てしやすいまちの形成				
		施策		06		小児医療の充実				
目的		小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、その医療費の自己負担分の一部を助成し、患児家庭の医療費の負担軽減を図る。								
対象者等		荒川区に住所を有する18歳未満で、小児慢性特定疾病の対象疾患及び当該疾病の状態が認定基準に該当する児童を助成の対象とする。ただし、18歳に達した時点で小児慢性疾患医療券を有し、引き続き医療を受ける必要がある場合に限り20歳未満の者も助成の対象とする。								
内容		【医療給付】（都事業） 1. 対象児童が医療保険各法の被扶養者である場合は、医療保険各法による医療給付を適用し、その残額から月額自己負担限度額を控除した額を助成（重症患者認定対象者は自己負担限度額なし） 2. 高額療養費制度に該当する場合、その限度額から月額自己負担限度額を控除した額を助成 3. 対象児童が生活保護を受けている場合、その医療費を助成 4. 入院時食事療養費標準負担額の一部助成 ※ 荒川区では医療給付（都事業）への申請に係る経由事務を行う。								
経過		昭和49年 厚生事務次官通知により事業実施 平成17年4月1日 厚生事務次官通知に基づく事業から児童福祉法に基づく事業となる。 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知により、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業が追加される。 平成26年3月 荒川区小児慢性疾患児日常生活用具給付事業実施要綱を制定 平成27年1月 児童福祉法一部改正								
必要性		小児慢性疾患に罹患している児童が適切な医療サービスを受け、経済的な負担の軽減及び健全な育成と自立の促進を図る上で必要である。								
実施方法		（ ☒ 直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤 ☒ 非常勤 ☐ 臨時職員 ）								
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明		
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)			
	① 新規・更新申請等件数	187	206	195	190	-	実績・見込			
	②									
③										
事務事業の分類			分類についての説明・意見等							
30年度		31年度								
継続		継続		小児慢性特定疾病に罹患している児童等の療養支援及び自立促進のため必要な事業である。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与と関係費	0	1,171	1,171	行政収入	地方税	0		0
		物件費	261		▲ 261		国庫支出金	0		0
		維持補修費	0		0		都支出金	130		▲ 130
		扶助費	0		0		分担金及び負担金	0		0
		補助費等	0		0		使用料及び手数料	0		0
		減価償却費	0		0		その他	0		0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0		0		行政収入合計(a)	130	0	▲ 130
		賞与・退職給与引当金繰入額	0	157	157		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 131	▲ 1,328	▲ 1,197
		その他行政費用	0		0		金融収支差額(d)	0		0
		行政費用合計(b)	261	1,328	1,067		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 131	▲ 1,328	▲ 1,197
	特別費用(g)	0		0	特別収入(f)	0		0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 131	▲ 1,328	▲ 1,197		

備	平成29年度の行政費用としては、給与関係費が大半を占めている。
---	---------------------------------

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	障害者福祉課及び東京都と連携し、適切な事務に努める。	障害者福祉課及び東京都と連携しつつ、適切に事務を行った。	障害者福祉課及び東京都と連携し適切な事務に努める。
②			
③			
他区の状況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会(要旨)質問状況			

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		09-02-25			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業			部課名		健康部健康推進課		課長名	尾本
					担当者名		田澤		内線	433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-02-10		小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業						
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）				☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度		☐ 昭和 ☒ 平成		25 年度		根拠		児童福祉法、荒川区小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱		
終期設定		☐ 有 ☒ 無		年度		法令等				
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市				
		政策		03		子育てしやすいまちの形成				
		施策		06		小児医療の充実				
目的		小児慢性特定疾病児童等の健全な育成及び福祉の増進に資すると共に、その日常生活の便宜を図るため。								
対象者等		児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく小児慢性特定疾病医療費助成事業による認定を受けており、かつ障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法によるその他の施策の対象とならない者の内、特に必要と認められた者。								
内容		児童福祉法による施策（東京都小児慢性特定疾病医療費助成事業を除く。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による施策の対象とならない小児慢性疾患児に対し、要綱に定める日常生活用具を給付する。なお、対象者の保護者は、収入状況に応じて用具の給付に要する費用の一部または全部を負担する。（用具価格が要綱に定める基準額を超えた場合、その超えた額は保護者が負担）								
経過		平成17年4月1日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知により、小児慢性特定疾病医療費助成事業の一環として、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業が追加される。 平成26年3月 荒川区小児慢性疾患児日常生活用具給付事業実施要項を制定 平成27年1月 児童福祉法一部改正								
必要性		小児慢性特定疾病に罹患している児童の健全な育成及び自立の促進を図るために必要な事業である。								
実施方法		（ ☐ 3委託）（直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） 対象者の利便性等を基に決定した日常生活用具の制作又は販売を業とする者に委託し、実施する。（小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付委託）								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）				
	① 日常生活用具給付件数（延数）	2	6	3	4	-	30年度見込みは過去3か年の平均値			
	②									
	③									
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
30年度		31年度								
継続		継続		小児慢性特定疾病に罹患している児童等の日常生活を支え、自立を促進していく上で重要な事業である。						

(単位：千円)

29年度の行政費用としては、給与関係費が大半を占めている。物件費の内訳としては、委託料（小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付委託）が150,600円である。

日常生活用具の給付については、小児慢性特定疾病医療費助成事業の認定を受けている者であっても、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による施策に該当する場合はそちらが優先される。該当する事業・施策により申請する窓口や手続方法等が異なることから、適切に案内する必要がある。

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	-	-	障害者福祉課と連携し、日常生活用具の適切な給付に努め、児童及びその家族からの相談に適切に応じる。
②			
③			
他区の状況	(実施 22 区	未実施 0 区 不明	0 区)
議会(要旨)質問状況			

事務事業分析シート（平成30年度）									
					No1				
事務事業コード		09-02-27			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事		
事務事業名		妊娠高血圧症候群等医療給付事務			部課名		健康部健康推進課		課長名
					担当者名		田澤		内線
							433		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-04-01			妊娠高血圧症候群等医療給付事務				
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度		☒ 昭和 ☐ 平成			50 年度		根拠		荒川区妊娠高血圧症候群等医療費助成実施要綱
終期設定		☐ 有 ☒ 無			年度		法令等		
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市			
		政策		03		子育てしやすいまちの形成			
		施策		06		小児医療の充実			
目的		妊娠高血圧症候群等は、妊産婦の死亡原因になるとともに、未熟児・心身障害児の発生原因となる等、出生児に対する影響が著しいため、早期に適切な医療を受けることが容易になるよう、必要な医療費の助成を行なう。							
対象者等		妊娠により入院医療を必要とする①妊娠高血圧症候群等②糖尿病③貧血④産科出血⑤心疾患及びその続発症のうち、認定基準を満たすものの中で、前年度総所得税額が30,000円以下の世帯に属する者又は入院見込期間が26日以上の方							
内容		・妊娠高血圧症候群等の医療費助成額 妊娠高血圧症候群等の入院治療に要する費用の中で、医療保険を適用して生じる自己負担額。ただし、入院時食事療養費標準負担額を除く。 ・申請方法 助成の申請は医療費助成を受けようとする妊産婦または配偶者であって、申請書に診断書・世帯調書・所得証明書等を添付する。医療助成の対象者と認定したときは、契約医療機関にて医療を受けた場合は医療券を申請者に交付し、契約医療機関以外で医療を受けた場合は医療費を被交付者等に支払う。							
経過		昭和39年度 「妊娠中毒症等に係る医療費助成事業」を国庫補助事業として実施（実施主体は都） 昭和50年度 特別区が実施主体となる。 平成9年度 国庫補助金が一般財源化 平成18年度 日本産婦人科医学会が「妊娠中毒症」から「妊娠高血圧症候群」に定義変更 平成26年度 日本糖尿病学会がHbA1cの表記を「JDS」値から「NGSP」値に変更							
必要性		妊産婦の死亡や未熟児・心身障害児の発生原因となるなど、妊産婦・出生児に対する影響が著しく、妊産婦が早期に適切な医療を受けるためにも必要不可欠である。							
実施方法		（3委託）（直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） ・支払事務を東京都国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金東京支部に委託し、都内の協力医療機関にて実施。（審査支払に関する契約他 ¥454,000）							
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明
				27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	① 給付件数	6	2	2	3	-	30年度（見込み）は27～29年度の平均		
	②								
③									
事務事業の分類			分類についての説明・意見等						
30年度	31年度								
継続			継続			妊産婦の死亡や未熟児・心身障害児の発生原因となるなど、妊産婦・出生児に対する影響が著しく、妊産婦が早期に適切な医療を受けるために必要不可欠である。			

(単位：千円)

備考	昨年と比べ、行政費用としては、給与関係費が減少しており、扶助費、賞与・退職給与引当金繰入額が増加している。物件費の内訳としては、需要費が702円である。
問題点・課題	医療給付の対象者に該当していながら、制度の存在を知らないため、申請を行わないケースがあることが懸念される。

問題点・課題の改善策									
	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容			平成29年度に実施した 改善内容および評価			平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	申請に必要な書類の案内用紙等について、その内容を精査する。			ホームページおよび案内用紙の内容の精査及び改定を行った。			ホームページ等の媒体を利用すると共に、妊婦全数面接の場を活用し、周知と個別の支援に努める。		
②									
③									
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)								
議会質問状況(要旨)									

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		09-02-28			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		未熟児養育医療給付			部課名		健康部健康推進課		課長名	
					担当者名		田澤		内線	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-04-02			未熟児養育医療給付					
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		☒ 昭和 ☐ 平成 50 年度			根拠		母子保健法第20条			
終期設定		☐ 有 ☒ 無 年度			法令等		荒川区未熟児養育事業実施要綱			
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市				
		政策		03		子育てしやすいまちの形成				
		施策		06		小児医療の充実				
目的		未熟児は、一般の新生児に比べて機能が未熟であり疾病にかかりやすく、その死亡率が高いばかりでなく、心身に障害を残すことも多い。したがって、出生後速やかに適切な処置を講ずる必要がある。このため、母子保健法第20条の規定により、これらの未熟児に対し、指定養育医療機関において必要な医療の給付を行う。								
対象者等		区内に居住する母子保健法第6条第6項に規定する未熟児で、医師が入院養育を必要と認めた者。（未熟児とは、出生児体重が2,000g以下の者、または、生活力が特に薄弱であって、要綱に規定するいずれかの症状を示す者のことをいう。）								
内容		- 給付の内容 指定医療機関における入院医療の給付の範囲は、診察、薬剤または治療材料の支給、医学的処置・手術・その他の治療、病院等への入院等、移送及び食事代で、公費負担額は各種社会保険を適用して生ずる自己負担額 - 負担金徴収 母子保健法施行細則別表で定めた徴収基準額を保護者から徴収することとなっているが、区では乳幼児医療券が交付されている世帯には、保護者から提出される委任状により衛生費と民生費の振替納入方法を利用し、区民のサービス向上と所管事務の能率を図っている。 - 申請方法 給付の申請は保護者が行なうこととし、申請書に養育医療意見書、世帯調書、各種所得証明書等を添付する。養育医療の給付を決定したときは、医療券を保護者に交付する。								
経過		平成8年度から、母子保健法施行細則別表で定めた徴収基準額（自己負担金）について、乳幼児医療証が交付されている世帯に対しては、保護者から提出される委任状により衛生費と民生費の振替納入制度を適用することとした。								
必要性		未熟児の死亡率を低下させ、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでの援助であり必要不可欠である。								
実施方法		（ ☒ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員 ）								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）				
		① 申請件数（実人数）	43	41	45	43	-	30年度（見込み）の申請件数は27～29年度の平均		
		② 給付件数（延人数）	113	133	129	125	-			
③										
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
30年度		31年度								
継続		継続		未熟児の死亡率を低下させ、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでの援助であり必要不可欠である。						

(単位：千円)

昨年と比べ、行政費用としては、給与関係費と扶助費が減少しており、補助費等、賞与・退職給与引当金繰入額が増加している。物件費の内訳としては、需要費が2,252円、委託料が5,507円である。

未熟児養育医療給付制度の対象者に該当していながら、制度の存在を知らないため、申請を行わないケースがあることが懸念される。

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	継続して、養育医療の対象者に該当する可能性のある児の保護者に対する申請の勧奨と案内に努める	新生児訪問などの際に、養育医療の対象者に該当する可能性のある児の保護者に対して申請の案内等を行った	ホームページ等の媒体を利用すると共に、妊婦全数面接の場を活用し、周知と個別の支援に努める。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会要旨			

事務事業分析シート（平成30年度）									
No1									
事務事業コード		09-03-08			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事		
事務事業名		育成医療給付			部課名		健康部保健予防課		課長名
					担当者名		本田		内線
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-04-04			育成医療給付				
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業		
開始年度		☐ 昭和 ☒ 平成 12 年度			根拠		障害者総合支援法第52～58条、障害者総合支援法施行令第27～35条等		
終期設定		☐ 有 ☒ 無 年度			法令等				
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市			
		政策		03		子育てしやすいまちの形成			
		施策		06		小児医療の充実			
目的		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の規定により、身体に障害のある児童に対し指定自立支援医療機関において、生活能力を得るために必要な医療の支給を行う。							
対象者等		保護者が荒川区に住所を有する18歳未満の児童で、身体障害者福祉法の規定による身体上の障害を有する者又は現存する疾患が、当該障害又は疾患にかかる医療を行わないときは、将来において同程度の障害を残すと認められる者であって、確実な治療の効果が期待できるもの。							
内容		（申請方法等） 育成医療を受ける者の保護者が申請書、医療意見書、世帯調書、所得税額証明書等を提出する。給付を決定した場合は、支給（変更）認定通知書、受給者証、自己負担上限額管理票を保護者に交付する。 （給付の内容） 指定医療機関での診察・薬剤又は治療材料・治療用補装具の支給、医学的処置・手術及びその他の治療並びに施術、居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護（訪問看護）、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護、移送。給付対象の児童が医療保険各法の被扶養者等である場合、医療保険各法による給付が優先し、その残額から自己負担額を控除した額を育成医療で給付する。また、育成医療の給付額が高額療養費制度に該当する場合は、その限度額から自己負担額を控除した残額を育成医療で給付する。指定医療機関は、育成医療の支給に要する費用のうち、1割相当額を保護者から徴収する。保護者の区民税額・所得及び患者の障害等により負担限度あり。							
経過		平成11年度までは東京都が内容の審査、認定、医療券の交付、給付事務を行い、保健所は申請書の受理、東京都への進達事務を行っていた。平成12年度から都区制度改革により、審査・認定・受給者証の交付・医療の給付事務は区で行うようになった。 平成25年度から都道府県並びに指定都市及び中核市が処理する育成医療に係る自立支援医療費の支給認定及び自立支援医療費の支給等の事務が全ての市町村へ委譲されたため、都区制度改革に基づき実施していた形から、区が実施主体として行う事務へと変更になった。							
必要性		障害を抱えている子どもたちが現在効果的かつ必要な治療を受けることで、生活能力を取得し、自立した生活が可能となるように支援することが求められている。							
実施方法		☒ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員）							
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明		
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)			
	① 自立支援（育成医療）認定者	8	6	8	10	10			
	②								
③									
事務事業の分類		分類についての説明・意見等							
30年度		31年度							
継続		継続		身体に障害のある児童等の自立を支援するため必要な事業である。					

(単位：千円)

育成医療の申請は、所得制限の導入、自己負担限度額の設定等件数に比して、受付説明・処理事務が煩雑になっている。

区においては、平成19年4月より生まれてから中学校3学年終了までの子供を対象に、入院、通院に関わらず医療保険適用の自己負担分を助成する「子ども医療助成事業」が施行されたことにより、「育成医療」より「子ども医療助成事業」を選択する対象者が増加しているのではと推測される。

平成28年1月より個人番号制の施行に伴い、申請者の同意のもと区が課税状況を確認できることとした。

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	子ども医療助成等、他の助成制度との関係を必要に応じて説明し、子どもの医療費に係る区民の理解を高める。	子ども医療助成等、他の助成制度との関係を必要に応じて説明し、子どもの医療費に係る区民の理解を高めた。	子ども医療助成等、他の助成制度との関係を必要に応じて説明し、子どもの医療費に係る区民の理解を高める。
②			
③			
他区の実施状況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会質問状況(要旨)			

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		09-03-09			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		療育医療給付			部課名		健康部保健予防課		課長名	
					担当者名		本田		内線	
									430	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-04-03		療育医療給付						
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度		☐ 昭和 ☒ 平成		12 年度		根拠		児童福祉法20条		
終期設定		☐ 有 ☒ 無		年度		法令等				
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分		
								☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市				
		政策		03		子育てしやすいまちの形成				
		施策		06		小児医療の充実				
目的		骨関節結核及びその他の結核にかかっている児童に対し指定医療機関に入院させて専門的な医療の給付を行うとともに、この間の療養生活に必要な日用品と学校教育を受けるに必要な学用品の給付を行う。								
対象者等		保護者が荒川区に住所を有する18歳未満の児童で、骨関節結核及びその他の結核にかかっている者のうち、その治療のため医師が入院を認めた者。								
内容		（申請方法） 療育給付を受ける児童の保護者が申請書・意見書・世帯調書・所得税額証明書等を提出する。内容を審査のうえ給付を決定したときは、医療券を保護者に交付し、必要事項を指定療育機関に通知する。 （給付内容） 指定療育機関における入院医療並びに日用品（療養生活に必要な物品）及び学用品（就学児童に対して必要な物品）の給付。療育医療を受ける児童が、感染症法第37条、第37条の2による承認患者である場合及び医療保険各法による被扶養者等である場合は、それぞれ感染症法及び医療保険各法が優先する。したがって、これらの法律による給付の残額を療育給付で給付する。また、感染症法の適用がない期間については、療育給付額が高額療養費制度に該当する場合はその限度額まで療養給付の給付額になる。療育に要する経費のうち、徴収基準額により算出した額を保護者から徴収する。但し、荒川区乳児医療券該当者については摘要額まで荒川区で負担する。								
経過		平成11年度までは、東京都が内容を審査、認定、医療券の交付、給付事務を行い、保健所については申請受付、東京都への進達事務を行っていた。 平成12年度からは、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき区に事業が移行され、審査・認定・医療券の交付・医療の給付事務も区で行うようになった。								
必要性		結核にり患している児童が入院した場合、適切な医療サービスを受けさせ、保護者の経済的な負担を軽減することが求められている。								
実施方法		☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員）								
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明		
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)			
	①	申請件数	0	0	0	1	1	実績及び推計数値		
	②									
③										
事務事業の分類			分類についての説明・意見等							
30年度		31年度								
継続		継続		結核り患児童の入院費用等を助成する事業である。申請はないが、制度が存続するため現状を維持する。						

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用が減少したのは、申請が無かったことにより給与関係費が前年より低くなったためである。

特別区に事務移管された平成12年度から29年度まで実績がない。国の法定事務であり、区に裁量の余地は少ない。

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	荒川区において実績が出た場合に 迅速対応できるようにする。	荒川区において実績が出た場合に 迅速に対応できるよう準備した。	荒川区において実績が出た場合 の迅速対応。
②			
③			

其他	(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
----	------	----	---	-----	---	---	----	---	----

[illegible]